

薬 第 2525 号  
令和4年8月31日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課



神奈川県薬物濫用防止条例第10条第1項に基づく知事指定薬物の指定  
について（通知）

日頃から、薬物乱用防止行政の推進にあたり、多大なる御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和4年8月30日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年3月20日条例第10号）第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物3物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

また、当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第120号）で新たに指定された3指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日（令和4年9月9日）から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

なお、大臣指定薬物（2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル）-（7-メチル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-イル）メタノン及びその塩類は、知事指定薬物である[(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル]メタノン及びその塩類の立体異性体を区別せずに、一括で指定したものです。

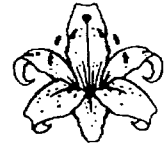
問合せ先

献血・薬物対策グループ 井口

電話 (045) 210-1111 内線 4973



# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 8 月 30 日 (火曜日)

定期 第 338 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		ページ
○規則		職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）	449
神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則（総務・税制企画課）	447	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）	449
○告示		学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）	450
保安林の指定の解除（湘南地域県政総合センター）	448	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）	450
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療課）	448	○公告	
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定（健康医療・薬務課）	448	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による監督処分（環境農政・資源循環推進課）	451
○企業管理規程		大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	452
神奈川県企業職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	448	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	452
神奈川県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	449	都市計画の図書の写しの縦覧（2件）（県土整備・都市計画課）	452
神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	449	開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）	453
神奈川県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	449	開発行為に関する工事の完了（県西土木事務所）	453
○人事委員会規則			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 規 則

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第54号

### 神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和 4 年 8 月 31 日」を「令和 9 年 8 月 31 日」に改める。

附則第 1 号様式の 2 中「国税庁長官」を「国税庁長官官房会計課長」に改める。

第40号様式（表）中「金融機関（ゆうちょ銀行を除きます。）」を「横浜銀行」に改め、同様式（裏）中「あなた（貴社）の預金口座がある金融機関の本店又は支店に預金通帳（預金通帳を発行しない口座については、金融機関にお問い合わせください。）」を「横浜銀行の本店又は支店にあなた（貴社）の横浜銀行の預金通帳」に改め、「なお、ゆうちょ銀行では、この取扱いをしませんので、御注意ください。」を削り、

### 2 現金で受け取る方法

支払金額が10万円以下の場合、次に掲げる受取人の区分に応じ、現金で受け取ることができます。支払金額が10万円を超える場合は、上記1の方法でお受け取りください。

#### (1) 法人

本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、①登記事項証明書及び代表者本人であることが確認できるもの（代表者の運転免許証、健康保険証等）又は②国税若しくは地方税の領収証書を提示してください。

#### (2) 法人以外の者

支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を提示してください。

#### (3) 代理人

委任者が「委任状欄」に、代理人が「代理人領収欄」に、それぞれ必要事項（法人にあつては、法人の名称及び代表者氏名）を記入した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。

### 2 現金で受け取る方法

#### (1) 支払金額が10万円以下の場合

##### ア 法人

本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、①登記事項証明書及び代表者本人であることが確認できるもの（代表者の運転免許証、健康保険証等）又は②

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円  
一箇年 三三、一六〇円  
（消費税・地方消費税・送料込み）  
本号一部三八〇円（消費税及び地方消費税込み）

発行

横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜（〇四五）二二〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五一一七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜（〇四五）五七一―三五〇八

国税若しくは地方税の領収証書を提示してください。

イ 法人以外の者

支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を提示してください。

ウ 代理人

委任者が「委任状欄」に、代理人が「代理人領収欄」に、それぞれ必要事項（法人にあつては、法人の名称及び代表者氏名）を記入した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。

(2) 支払金額が10万円を超える場合

上記(1)に加え次の点に御注意ください。

ア 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（官公庁が顔写真を貼付した本人確認書類の提示等）が必要です。

イ 取引時確認に必要な書類等は、本請求書を提出する横浜銀行の本店又は支店へお問い合わせください。

「(2) 支払期限を経過したもの」を

「(2) 支払期限を経過したもの

(3) 現金での受取で、本人等の確認（支払金額が10万円を超える場合は、取引時確認）ができない場合

「(2) 本請求による受取には、手数料がかかる場合があります。

(3) 神奈川県自動車税管理事務所各駐在事務所内等の横浜銀行派出所ではお支払いできませんので、御注意ください。

「(2) 神奈川県自動車税管理事務所各駐在事務所内等の横浜銀行派出所ではお支払いできませんので、御注意ください。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第40号様式の改正規定は、令和4年9月1日から施行する。

告 示

神奈川県告示第369号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年8月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除に係る保安林の所在場所

茅ヶ崎市白浜町3, 006, 6, 749から6, 751まで、浜須賀6, 752の

1（次の図に示す部分に限る。）、6, 752の2

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び茅ヶ崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第370号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表医療法人社団哺育会桜ヶ丘中央病院の項を削り、同表に次のように加える。

医療法人社団哺育会 桜ヶ丘中央病院	大和市福田1-7 の1	令和4年8月30日から 令和7年8月29日まで
----------------------	----------------	----------------------------

神奈川県告示第371号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和4年8月31日から施行する。

令和4年8月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名 CUMYL-CBMINACA）

(2) 化学名 [(2S, 4S)-2,4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン及びその塩類（通称名 LSZ, LA-SS-Az）

(3) 化学名 1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名 4-fluoro-3-methyl- $\alpha$ -PVP, MFPVP）

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

企業管理規程

神奈川県企業管理規程第18号

神奈川県企業職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月30日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 大

神奈川県企業職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

神奈川県企業職員退職手当支給規程（昭和29年神奈川県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

## 附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

## 神奈川企業管理規程第 19 号

神奈川企業職員給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

神奈川企業職員給与に関する規程の一部を改正する規程

神奈川企業職員給与に関する規程（昭和 32 年神奈川企業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条の 2 第 7 項第 1 号中「育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員」を「次に掲げる育児休業をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

第 42 条第 3 項第 3 号中「育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員」を「第 40 条の 2 第 7 項第 1 号ア及びイに掲げる育児休業をしている職員」に改める。

## 附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

## 神奈川企業管理規程第 20 号

神奈川企業庁職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

神奈川企業庁職員勤務規程の一部を改正する規程

神奈川企業庁職員勤務規程（昭和 38 年神奈川企業管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 10 の項中「後 8 週間目に当たる」を「以後 1 年を経過する」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

## （経過措置）

2 この規程の施行の日前に改正前の第 15 条及び別表第 2 の 10 の項の規定により与えられた育児参加休暇については、改正後の第 15 条及び別表第 2 の 10 の項の規定により与えられた育児参加休暇とみなす。

## 神奈川企業管理規程第 21 号

神奈川企業職員育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

神奈川企業職員育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

神奈川企業職員育児休業等に関する規程（平成 4 年神奈川企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「3 分の 1」を「6 分の 1」に改める。

## 附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

## 神奈川県人事委員会規則第 22 号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 30 年神奈川県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項第 4 号中「3 分の 1」を「6 分の 1」に改める。

## 附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

## 神奈川県人事委員会規則第 23 号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 39 年神奈川県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「育児休業の承認に係る期間（当該期間

が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員)を「次に掲げる育児休業をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第12条第2項第3号中「育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員)を「第6条第2項第1号ア及びイに掲げる育児休業をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第24号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年神奈川県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員)を「次に掲げる育児休業をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第12条第2項第3号中「育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員)を「第6条第2項第1号ア及びイに掲げる育児休業をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第25号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年神奈川県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改め、同条第1号ア中「1歳6か月に達する日(」を「1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、「任命権者を同じくする職に限る。」の次に「次号イにおいて同じ。」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員

ア その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が次条第1号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下アにおいて同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第2号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職又は県機関における職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第1条の2第3号を削る。

第1条の3第1号中「以下この条において」を「以下」に、「において当該非常勤職員が」を「において、当該非常勤職員が、」に改め、同条第2号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて条例第3条第6号アに掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)当該子の1歳6か月到達日

第1条の3第2号イに次のように加える。  
(ウ) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当

した場合

第 1 条の 3 第 2 号中イをウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 1 条の 3 第 2 号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第 1 条の 5（見出しを含む。）中「条例第 3 条第 7 号ウ」を「条例第 3 条第 6 号イ」に改め、同条を第 1 条の 6 とする。

第 1 条の 4 の見出し中「条例第 2 条の 4 第 2 号」を「条例第 2 条の 4 第 3 号」に改め、同条中「条例第 2 条の 4 第 2 号」を「条例第 2 条の 4 第 3 号」に、「当該子が 1 歳 6 か月に達する日」を「当該子の 1 歳 6 か月到達日」に、「前条第 2 号イ」を「第 1 条の 3 第 2 号ウ」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情に該当した場合

第 1 条の 4 を第 1 条の 5 とし、第 1 条の 3 の次に次の 1 号を加える。

(条例第 2 条の 4 の人事委員会規則で定める特別の事情)

第 1 条の 4 条例第 2 条の 4 の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

第 2 条第 1 項中「条例第 3 条第 7 号ア又はイ」を「条例第 3 条第 6 号ア」に、「第 1 条の 3 第 2 号に掲げる場合又は条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあって」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 第 1 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第 1 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業

の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の 1 歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合  
(3) 条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳 6 か月到達日以前の日である場合

第 2 条第 2 項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「条例第 3 条第 7 号ア又はイ」を「条例第 3 条第 6 号ア」に改め、同条第 3 項を削る。

第 3 条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第 3 条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第 3 条第 6 号アに規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業期間の末日とされている日の翌日の 1 月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2 週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 第 1 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第 2 条の 4 の規定に該当してしている育児休業

2 前条第 2 項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第 6 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第 4 号については、引き続き承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内にあるものである場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第 6 条第 4 号中「引き続き」を「引き続き」に改める。

第 9 条の 2 中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

公 告

令和 4 年 8 月 8 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

- (1) 所在地 横須賀市武四丁目 8 番 1 号
- (2) 名 称 株式会社緑生
- (3) 代表者 代表取締役 加藤 沙織

2. 許可の内容

許可の種類	事業の区分	許可年月日	許可番号	取り扱う廃棄物の種類
産業廃棄物収集運搬業	収集運搬(積替え・保管を除く。)	令和2年4月14日	01401214444	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く。)の許可取消し

4 処分年月日

令和4年8月8日

5 処分の理由

株式会社緑生の株主は、刑法第204条(傷害)の罪を犯したことにより、令和2年12月1日に横須賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、同月19日に刑が確定し、同日に刑の執行を終了してから5年を経過していない。

これにより、法第14条第5項第2号ニ(同号イ(法第7条第5項第4号ニ))に該当するに至り、法第14条の3の2第1項第4号に該当するため。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和4年8月30日から令和5年1月4日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和4年8月30日から令和5年1月4日までに知事に意見書を提出できます。

令和4年8月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内1-4の1  
代表取締役 大山 一也

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

秦野ショッピングセンター  
秦野市入船町1, 948の1 ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

変 更 前	変 更 後
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4の1 代表取締役 橋本 勝	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4の1 代表取締役 大山 一也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後

リフォームスタジオ株式会社 東京都中央区日本橋浜町2-62の6 代表取締役 牧 和男 ほか37者	リフォームスタジオ株式会社 千葉県千葉市美浜区高洲3-21の1 代表取締役 牧 和男 ほか34者
--	--

4 変更の年月日

令和4年6月29日ほか

5 届出年月日

令和4年7月26日

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和4年8月30日から令和5年1月4日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和4年8月30日から令和5年1月4日までに知事に意見書を提出できます。

令和4年8月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内1-4の1  
代表取締役 大山 一也

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

秦野ショッピングセンター  
秦野市入船町1, 948の1 ほか

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数  
位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前		変 更 後	
立体駐車場・別館立体駐車場1階	442台	立体駐車場・別館立体駐車場1階	444台
別館立体駐車場3階	191台	別館立体駐車場3階	138台
別館立体駐車場4階	191台	別館立体駐車場4階	2台
別館立体駐車場5階(屋上)	235台	別館立体駐車場5階(屋上)	2台
本館立体駐車場3階	352台	本館立体駐車場3階	353台
本館立体駐車場4階(屋上)	521台	本館立体駐車場4階(屋上)	538台
計	1,932台	計	1,477台

4 変更する年月日

令和5年3月27日

5 届出年月日

令和4年7月26日

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により藤沢市長から都市計画の図書の写しの送付を受

けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。  
 令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
藤沢都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により藤沢市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
藤沢都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県平塚土木事務所長 藤 崎 伸 二 郎

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町宮山3, 404の1ほか1筆
開発区域の面積	853.45平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町宮山3, 791
開発許可を受けた者の氏名	皆川 米男
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 11 月 15 日 神奈川県指令平土第 610045 号

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県西土木事務所長 福 島 温

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡開成町中ノ名字下河原269の1ほか6筆
開発区域の面積	654.49平方メートル
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡開成町中之名275
開発許可を受けた者の氏名	鳥海 玲子

開発許可年月日及び許可番号  
(変更許可)

令和 4 年 3 月 16 日 神奈川県指令西土第 610043 号  
 (令和 4 年 7 月 4 日 神奈川県指令西土第 610012 号)